

保護者の皆さんへ

社会福祉法人こぶし会
はとがや保育園川保幼発第561号
令和4年2月10日

保護者各位

川口市保育幼稚園課長

保育所等への登園の自粛協力依頼期間の延長について（通知）

平素は本市保育行政にご理解・ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市の保育所等において、登園自粛をお願いする期間については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保育所等への登園の自粛について（令和4年1月28日付）」において、令和4年2月13日までとお示ししたところですが、市内の感染者数が、依然として増加している状況にあることから、登園自粛をお願いする期間について、下記のとおり延長することといたしますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

登園自粛をお願いする期間の延長期間

【延長前】令和4年2月1日 から 2月13日まで

【延長後】令和4年2月1日 から 3月6日まで

※今後の感染状況等により、登園自粛要請期間を変更する場合があります。

入所係

電話 048-258-4097

『登園自粛要請期間の延長について』

平素より『はとがや保育園』の活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。2月10日(木)17時30分頃に川口市役所から、登園自粛要請期間の延長が発出されました。これを受け、本園も保護者の皆さんに登園自粛要請期間の延長をさせていただきます。

川口市内でも感染者数が更に急増し検査機関や医療機関、保健所等の業務もひっ迫しており感染してもすぐに対処してもらえない状況が続いております。保育施設は医療施設ではないので、行える対策にも限りがあります。大切なお子さんやご家族そしてご自身の安全を守るためにも、登園自粛要請にご理解とご協力をお願いします。詳細につきましては下記にお知らせします。

記

1 3月 保育利用申請書の提出が必要となります。
お時間がなく大変申し訳ございませんが、別紙『3月 保育利用申請書』にご記入の上
3月28日（月）迄にご提出ください。

2 要請期間の延長について
令和4年2月14日（月）から令和4年3月6日（日）まで
※埼玉県におけるまん延防止等重点措置期間等が延長された場合は、期間を延長します。

3 自粛に協力した場合の保育料、給食費について
 • 保育料（0歳児～2歳児）：川口市が日割り計算を行い返金します。
 • 給食費（3歳児～5歳児）：保育園が日割り計算を行い返金します。

4 登園自粛要請対象者について
下記に該当する保護者の皆様には自宅保育のご協力をお願い致します。

- 両親のどちらかの仕事が休みのご家庭
- 親族、周囲の方の協力が得られるご家庭
- 在宅勤務等で在宅保育が可能なご家庭
- 育児休業中等で自宅保育が可能なご家庭

※子どもの健康が正常でない場合（風邪症状、咳、軟便等）は登園出来ません。

『登園自粛要請 期間中の保育利用について』

登園自粛要請期間中は、下記の内容を厳守し保育をご利用くださいますようお願いします。

1 保護者さんの勤務先、園又は、同居家族が通所する施設で陽性者が確認された場合においては、下記の条件が確認できた場合のみ参加できます。

- ① 陽性者が確認された場合は必ず保育園にご連絡ください。
濃厚接触者か不明な場合は調査中のため、参加できません。※1

- ② 自宅待機がなく、行動制限がない場合。

※1：閉鎖や学年閉鎖等は、感染拡大を防止する為に行っており、調査期間中の段階です。

『濃厚接触者と言われていないから大丈夫です』ではありません。

適切に正確に『濃厚接触者ではない』という事実が必要となります。

2 園児又は、同居家族の方が下記に該当する場合、保育利用はできません。

- ① 発熱（37.5℃以上）や風邪等の症状がある場合。（ワクチン接種の副反応は除く）

- ② 嘔吐の症状（軽度を含む）がある場合。

- ③ 泥状便や水様便の症状（軽度を含む）がある場合。

- ④ ご家族の勤務地や通所施設で感染者が確認され、自宅待機とされた期間。

- ⑤ 新型コロナウイルスを対象とした検査を受けて、結果が判明するまでの期間。

※ PCR 検査だけでなく、抗原検査等を含む全ての検査

※ 但し、行政からの依頼により受ける場合は、通知文等をご提出いただければ
検査期間中でも保育は利用できます。

- ⑥ ご家族の勤務地や通所施設で感染者が確認され、自宅待機や出勤停止、登校停止
登園禁止とされている期間。

- ⑦ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合。

3 園児又は同居家族の方が、下記に該当した場合は保育園にご連絡ください。

- ① 発熱（37.5℃以上）や風邪等の症状がある場合。

- ② 新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合。

- ③ 新型コロナウイルスを対象とした検査を受ける場合。

※ PCR 検査だけでなく、抗原検査等を含む全ての検査が対象です。

- ④ 濃厚接触者となった場合。

- ⑤ ワクチン接種を受ける事になった場合。

4 実施期間について

まん延防止等重点措置の期間延長や、緊急事態宣言が発出となった場合も同様の対応となりますので状況が変わる様であれば、速やかに保護者の皆さんへお知らせいたします。

5 プライバシー保護について

コロナ陽性者を巡るプライバシー保護について再度、ご承知おきください。
どなたが陽性者か知りたいというお気持ちになるでしょうが、陽性者となった方とそのご家族は、身体的な治療だけでなく精神的なご負担も抱えて過ごしています。感染症は誰でも感染する可能性があります。つぎはあなたの番かもしれません。今後、皆さんが生活をされていく中で『お互いの心や生活、社会的立場を守る為』には、情報の取扱について今一度『相手の立場になって』考えてみてください。保護者さん同士が築き上げてきた関係性が、崩れない様にと願うばかりです。人は他者との関わりで成長します。大人も同じです。

今までの出会いや、築き上げた信頼関係をどうぞ大切になさってください。

最後になりましたが、季節の変わり目で体調を崩しやすいので、皆様お体に気をつけてお過ごしください。

※子ども達の笑顔を守る為にも、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

『保護者控え』

3月 保育利用申請書

- ・自粛要請期間中の保育利用について下記にご記入の上、ご自宅で保管してください。

※ 延長期間は3/6までですが、今後の感染状況によって再延長も想定されます。

更に、新年度に向けて準備を行う期間として、3/25～3/31迄は協力日となりますので
3/31までご記入くださいますようお願いします。

※ 自粛要請が解除されればその時点で、通常保育となります。

※保育利用の有無について、登園・休みに○を記入してください。

日付	保育の有無
3月1日 火	登園・休み
3月2日 水	登園・休み
3月3日 木	登園・休み
3月4日 金	登園・休み
3月5日 土	登園・休み
3月6日 日	閉所
3月7日 月	登園・休み
3月8日 火	登園・休み
3月9日 水	登園・休み
3月10日 木	登園・休み
3月11日 金	登園・休み
3月12日 土	登園・休み
3月13日 日	閉所
3月14日 月	登園・休み
3月15日 火	登園・休み

日付	保育の有無
3月16日 水	登園・休み
3月17日 木	登園・休み
3月18日 金	登園・休み
3月19日 土	登園・休み
3月20日 日	閉所
3月21日 月	閉所
3月22日 火	登園・休み
3月23日 水	登園・休み
3月24日 木	登園・休み
3月25日 金	協力日 登園・休み
3月26日 土	協力日 登園・休み
3月27日 日	閉所
3月28日 月	協力日 登園・休み
3月29日 火	協力日 登園・休み
3月30日 水	協力日 登園・休み
3月31日 木	協力日 登園・休み

切り取り線

日付	保育の有無
3月1日 火	登園・休み
3月2日 水	登園・休み
3月3日 木	登園・休み
3月4日 金	登園・休み
3月5日 土	登園・休み
3月6日 日	閉所
3月7日 月	登園・休み
3月8日 火	登園・休み
3月9日 水	登園・休み
3月10日 木	登園・休み
3月11日 金	登園・休み
3月12日 土	登園・休み
3月13日 日	閉所
3月14日 月	登園・休み
3月15日 火	登園・休み

日付	保育の有無
3月16日 水	登園・休み
3月17日 木	登園・休み
3月18日 金	登園・休み
3月19日 土	登園・休み
3月20日 日	閉所
3月21日 月	閉所
3月22日 火	登園・休み
3月23日 水	登園・休み
3月24日 木	登園・休み
3月25日 金	協力日 登園・休み
3月26日 土	協力日 登園・休み
3月27日 日	閉所
3月28日 月	協力日 登園・休み
3月29日 火	協力日 登園・休み
3月30日 水	協力日 登園・休み
3月31日 木	協力日 登園・休み

『保育園提出用』

3月 保育利用申請書

- ・自粛要請期間中の保育利用について下記にご記入の上、2月28日（月）迄にご提出ください。

クラス名： 園児氏名：

クラス名： 園児氏名：

※保育利用の有無について、登園・休みに○を記入してください。